

## 太陽光発電設備工事を実施される事業者の皆様へ

東広島市 都市部 開発指導課  
(082-420-0959)

太陽光発電設備の施工に伴い、造成の内容によっては宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の許可が必要となる場合があります。

また、近年、太陽光発電設備の施工に伴い土砂の流出や雨水の溢水などが発生し、周辺住民の方々などから許可の有無についての問い合わせが寄せられる場合があります。

このため、開発指導課では、工事内容の確認のため、工事着手前までに工事の施工に関する計画の提出をお願いしております。

提出していただく書面は次のとおりです。（次頁の記載例も参考にしてください。）

### （記載項目）

- ・《事業者の名称》担当者の連絡先も記載してください。
- ・《1. 施工場所》土地の所在について、地番まで記載してください。
- ・《2. 位置図》施工場所がわかる地図を添付してください。
- ・《3. 現況写真》施工前の現状を全体的に撮影してください。  
(撮影方向を配置図に示してください。)
- ・《4. 配置図》航空写真にパネルの配置計画を記載してください。  
参考:(東広島市ホームページ トップ画面→お役立ちツール一覧→地図・施設情報→ひがしひろしまっぷ(外部リンク)→地図から探す→地図表示の切替→航空写真→印刷)
- ・《5. 造成計画》造成行為がある場合、計画内容によっては盛土規制法の許可が必要となりますので、別途協議してください。  
※造成がない場合も念のため、施工前後の写真を記録として保管するようにしてください。
- ・《6. 現況高低差》施工場所とその周辺との高低差を計測し、図面に記載してください。
  - ・敷地に段差がある場合：次図にパネルを設置する土地と、その上下の土地との現状の高低差を記載。  
※造成の有無や事業規模によっては、更に詳細な横断図の提出をお願いする場合があります。
- ・《7. 防草対策》措置の方法を選択（記載）してください。
- ・《8. 雨水対策》措置の方法について
  - ・排水処理計画図を添付してください。  
(敷地表面の排水方向、排水先及び排水先の流水方向の表示含む)
  - ・排水先（排水接続先）の写真を添付してください。  
※宅地化により、下流に悪影響が生じないように適切な排水計画に努めてください。
- ・《9. 確認事項》確認事項について、選択（記載）してください。

### （提出部数）

1 部

（提出先）※郵送でも受け付けます。

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号（本館7階）  
東広島市 都市部 開発指導課

(記載例)

令和〇年〇〇月〇〇日

東 広 島 市 長      様

事業者

(申請者) 住所... 〇〇県〇〇市〇〇〇△△△番地の△  
名称... 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇  
電話番号... 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇  
(担当者氏名) 〇〇 〇〇

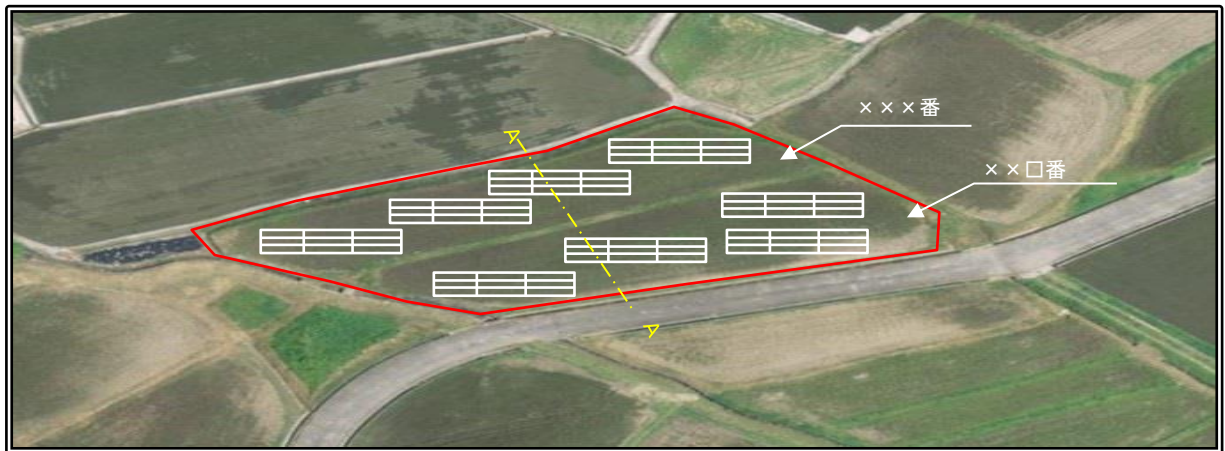
太陽光発電設備の工事計画について、次のとおり提出します

《1. 施工場所》: 東広島市〇〇町〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇番〇、△△△番△、□□□番□

《2. 位 置 図》: 別紙のとおり

《3. 現況写真》: 別紙のとおり  
(配置図に撮影した位置・方向を図示してください。)

《4. 配置図等》: 別紙のとおり



《5. 造成計画について》※いずれかに☑をお願いします。

☒ 造成なし(現状のまま)    ※施工前後の写真を記録として保管するようにしてください。

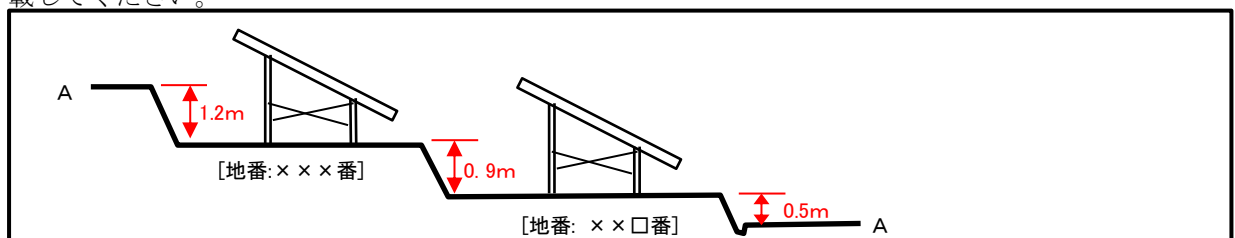
☐ 造成(30cmを超える切盛土)あり

(造成行為がある場合、計画内容によっては盛土規制法の許可が必要となりますので、別途協議してください。)

※盛土規制法の許可対象行為については、次頁を参照してください。

《6. 現況高低差》

施工場所に段差がある場合：下図にパネルを設置する土地と、その上下の土地との現況の高低差を記載してください。



《7. 防草対策について》※いずれかに☑及び記載をお願いします。

- ☒ 対策なし（現状のまま）    ☐ 防草シート    ☐ 砕石舗装（厚      cm）  
☐ コンクリート舗装（厚      cm）    ☐ アスファルト舗装（厚      cm）  
☐ その他（                                      ）

《8. 雨水対策について》

次の資料を別途添付してください。

- ・排水処理計画図（敷地表面の排水方向、排水先及び排水先の流水方向の表示含む）
- ・排水先（雨水接続先）の写真

※宅地化により、下流に悪影響が生じないように適切な排水計画に努めてください。

《9. 確認事項について》※確認の上、☑をお願いします。

☒ 施工場所の隣接地所有者や近隣の居住者等に事前説明している。

☒ 施工場所に建築の予定はありません。

※建築物が有る場合には、別途協議してください。

宅地造成等規制区域及び特定盛土等規制区域における許可対象となる行為

- ① 盛土で高さが1 m超のがけを生ずるもの
- ② 切土で高さが2 m超のがけを生ずるもの
- ③ 切土と盛土を同時に行い、高さが2 m超のがけを生ずるもの
- ④ 盛土で高さが2 m超となるもの
- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が5 0 0 m<sup>2</sup>超となるもの  
（3 0 cmを超える盛土又は切土を行う場合が対象となる。）
- ⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超または面積が5 0 0 m<sup>2</sup>超となるもの  
（高さが2 m超の場合で、面積が3 0 0 m<sup>2</sup>以内のものは対象外）

※ 「がけ」とは

「地表面が、水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く）」をいいます。

許可対象工事

① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



③ 盛土と切土を同時に行い  
高さが2m超の崖を生ずるもの



④ 盛土で高さが2m超となるもの



⑤ 盛土又は切土をする土地の  
面積が500m<sup>2</sup>超となるもの



⑥ 最大時に堆積する  
高さが2m超かつ面積が300m<sup>2</sup>超  
または面積が500m<sup>2</sup>超となるもの

